

浜松市保育士配置要件弾力化に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園学級の編制等基準」という。） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園法に基づく施設の設備及び運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）について、必要な事項を定める。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第2条 幼保連携型認定こども園学級の編制等基準附則第5条及び第8条に規定する指定都市等の長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定こども園又は保育所において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- (2) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(保育所の職員配置に係る特例)

第3条 児童福祉施設設備運営基準第94条及び附則第96条に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定こども園又は保育所において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- (2) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(保育所型認定こども園の職員配置に係る特例)

第4条 認定こども園法に基づく施設の設備及び運営基準附則第3項及び第6項に規定する指定都市等の長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定こども園又は保育所において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- (2) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第5条 家庭的保育事業等設備運営基準附則第6条及び第8条に規定する保育士と同等の

知識及び経験を有すると市町村長が認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定こども園又は保育所において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- (2) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。